

令和6年第3回（3月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月25日（月） 午後2時25分開会  
午後4時25分閉会

- 2 開催場所 蔵波小学校増築校舎

- 3 出席者

教育長	御園 朋夫	教育長職務代理者	中村 伸子
委員	高野 隆晃	委員	若林 洋子
委員	石井 正己		

- 4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 (教育総務課長)	高浦 正充
教育部参事 (学校教育課長)	前沢 幸雄	生涯学習課長	島田 宏之
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	総合教育センター 所長	鳥海 隆之
学校給食センター 所長	緒形 卓史	市民会館長	大田 知司
中央図書館長	塩谷 利之	郷土博物館長	西原 崇浩
学校教育課副参事	吉田 広乃	教育総務課副参事	中山 義也
教育総務課総務庶 務班長	君塚 和枝		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	1人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

- 議案第1号 令和6年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について
- 議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
- 議案第4号 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第5号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示の制定について
- 議案第7号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第8号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館運営審議会会議運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第9号 袖ヶ浦市教育委員会職員の人事異動について

日程第5 報告

- 報告第1号 臨時代理の報告について（県費負担教職員人事異動に係る袖ヶ浦市教職員人事の内申）

日程第6 その他報告

- (1) 令和6年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会報告について

## 7 議事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和6年第2回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

賛成全員で承認されました。

## 日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

石井正己委員を指名します。

## 日程第3 教育長・教育部長報告

(教育長)

重要無形民俗文化財上総掘りの技術講演会（2月25日）、市民会議理事会（3月5日）、蔵波中学校卒業証書授与式、図書館を使った調べる学習コンクール入賞者市長表敬訪問（3月8日）、昭和小学校卒業証書授与式、令和5年度末人事異動内示（3月15日）に出席しました。

(教育部長)

図書館を使った調べる学習コンクール入賞者市長表敬訪問（3月8日）、奈良輪小学校卒業証書授与式、（3月15日）に出席しました。

## 日程第4 議案

議案第1号 令和6年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標について

(教育長)

議案第1号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長（教育総務課長）)

令和6年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標を別紙のように定めたいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第1号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、令和6年度の袖ヶ浦市教育基本方針及び目標を定めることについて、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

令和6年度は、市のまちづくりの指針である「袖ヶ浦市総合計画」の5年目となり、市が目指す将来の姿である『みんなでつくる 人つどい緑かがやく 安心のまち袖ヶ浦』の実現に向け、総合的な施策展開を図っているところです。また、総合計画内の基本計画の施策を実現するための具体的な指針である第2期実施計画の2年目にあたり、学校教育においては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られ、開かれた学校づくりが進み、地域と協働した学校づくりを目指しております。

また、本年度は、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする『第三期袖ヶ浦市教育ビジョン』の前期計画の4年目にあたります。第三期教育ビジョンは、基本目標に『未来を創る 心豊かでいきいきとした 人づくり』を掲げ、【子ども】【生涯学習】【スポーツ】【文化財・文化芸術】の領域で基本目標を実現するための4つの目

標を設定し、様々な施策について取組を進めています。

今年度の主な取組については、学校教育、教育環境、生涯学習、スポーツ、文化の分野での取り組みを記載しています。

以上、これらのことを踏まえ、本市教育のさらなる発展を目指し、基本目標の実現に向け、『令和6年度袖ヶ浦市教育基本方針及び目標』を定め、教育の向上に努めます。分野ごとの目標について、第3期教育ビジョンを抜粋したものを記載しており、施策の目標設定については、基本目標を実現するための4つの目標、施策の方向性、施策、目標値の考え方、令和6年度の目標値を示しています。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

施策の目標値の設定に係る事前質問について説明してください。

(教育総務課班長)

目標値の考え方の中における割合等の数値の把握方法についてご質問がありました。割合については、保護者アンケートや子ども自身の自己評価、市民意識調査を基にしています。その他のご質問の詳細については、別途お示しします。

(石井委員)

「目標の考え方」と「目標値」は、ビジョンの施策がきちんと行われているかを測る基準として重要です。後期の計画の策定に当たっては、現計画の、例えば、会議の回数等で設定されているものが十分達成されたなら、より施策の内容に沿った「目標の考え方」を設定し、施策の実現度合いを把握しやすいものとしてください。

(高野委員)

中川幼稚園は、令和7年度までこの計画で行くのですか。

(学校教育課長)

令和7年度まではこの計画です。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第 2 号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第 2 号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長 (教育総務課長))

袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正したいので、同規則第 5 条第 2 号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、令和 5 年 1 2 月議会で可決された袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則において所要の改正を行うものです。

改正内容については、「市民会館」の削除及び、関連する号の削除及び繰り上げ等を行うもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

新旧対照表中、下線の部分はすべて削除されるのでしょうか。

(教育総務課班長)

公民館実施事業については交流センター職員が実施することになるため、議案第 3 号の規則改正に移行します。

(高野委員)

議案第 2 号と 3 号は関連しているので、併せて審議し議決をすべきです。

(教育長)

それでは議案第 3 号について併せてご審議ください。

議案第 3 号 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第 3 号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長 (教育総務課長))

袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正し

たいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、令和5年12月議会で可決された袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則において所要の改正を行うものです。

改正内容については、第2条中「転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学通知書の交付に関する事務を」を削り、「職員に」の次に「次に掲げる事務を」を加え、同条(1)から(4)の各号を加えます。また、第3条を第5条とし、第2条の次に第3条及び第4条の2条を加えるもので、この規則は、令和6年4月1日から施行とするものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

議案第2号の新旧対照表中の(4)から(21)が、議案第3号の補助執行(2)から(4)に含まれるということによろしいですか。

(教育部次長(教育総務課長))

そのとおりです。

(高野委員)

議案第4号については、議案第2号及び第3号との関連はありませんか。

(教育部次長(教育総務課長))

議案第4号は、決裁に関するものですので、別となります。

(教育長)

議案第2号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

議案第3号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第 4 号 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育長)

議案第 4 号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長 (教育総務課長))

袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、令和 5 年 1 2 月議会で可決された袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例に基づき袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程において所要の改正を行うものです。改正内容については、第 5 条第 2 項中「教育総務課長」を「部長があらかじめ指定した者」に改めるとともに、別表の項目の削除及び改正をするもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

別表第 2 の削除された第 4 項から第 6 項の事務は、今後どのようにになりますか。

(市民会館長)

施設予約システムの所管が市長部局へ移ることから、市長部局で追記しています。

(教育長)

議案第 4 号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第 4 号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第 5 号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 6 号 袖ヶ浦市第 3 子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示の制定について

(教育長)

議案第 5 号及び議案第 6 号については関連がありますので、まとめて事務局の説明を求めます

(学校給食センター長)

議案第5号について、袖ケ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正したいので、袖ケ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ケ浦市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、県が、千葉県公立学校給食費無償化支援事業の継続を決定したことを受け、免除要件拡大の延長を行うにあたり、関係規則の一部を改正しようとするものです。

当市では、令和4年1月から市独自で第3子以降学校給食費免除制度を開始しました。その後、令和5年1月に県が公立学校給食費無償化支援事業を始めたことに伴い、この事業実施中は県の補助金を活用して免除対象者を拡大し、県が事業を終了した場合は、対象範囲を元に戻すこととしています。

第3子以降学校給食費免除制度対象者拡大(令和4年10月実施)とは、県の事業が開始されたことを指しますが、令和4年1月から開始した市独自の制度では、義務教育である小中学校に3人の子供がいる場合の3人目以降について対象としたものですが、令和5年1月から開始された県の制度では、義務教育中に留まらず大学生等でも扶養関係にあれば3人目以降を対象とすることから対象範囲が広くなりましたが、県の補助金が令和5年度も継続されるか未定だったことから、仮に廃止された場合には市独自の対象範囲に戻すという規則です。

県の補助金は令和5年度も交付されることとなりましたが、令和6年度も交付されるかが未確定であったことから、規則にある「対象範囲を元に戻す」日を令和6年4月1日と改めました。その後、令和6年度県当初予算が可決され、県補助金が令和6年度も交付されることが確定したため、規則の「対象範囲を元に戻す」日「令和6年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、再度1年延長しようとするものです。

次に議案第6号については、袖ケ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正したいので、袖ケ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ケ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、県が、千葉県公立学校給食費無償化支援事業の継続を決定したことを受け、免除要件拡大の延長を行うにあたり、関係要綱の一部を改正しようとするものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

県が各年で決めていく方法しかないのですか。

(学校給食センター所長)

県の事業であり、先日の県議会で可決されて実施されたものです。

(教育長)

議案第5号について、賛成の挙手を求めます。



(教育長)

議案第5号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第6号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第6号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第7号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第7号について事務局の説明を求めます。

(市民会館長)

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の改正に伴い、条例施行規則の一部を改正しようとするもので、主な改正点は、施設管理に関する条文及び別表の削除です。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

ほとんどのものが移行されている中、第5条の「委任」とはどのようなことですか。

(市民会館長)

公民館主催事業において、取り決め等の必要が生じた場合に対応できるようにするものです。

(高野委員)

公民館主催事業において、不都合が生じたときの保証ということですね。

(市民会館長)

そのとおりです。

(中村職務代理者)

「必要な事項は館長が定める。」とありますが、今までにそのような事例はありますか。

(市民会館長)

これまで、何か問題があったということはありませんが、今後公民館事業を継続する中で、何かあったときに対応できるようにするものです。

(高野委員)

第4条における「技師」とはどのような職ですか。

(市民会館長)

通常であれば土木部門等に配置される技術職員で、建築設計等を担う職員で、配置することができる職種となっています。

(高野委員)

公民館の管理運営が移管する中、「技師」を残す必要がありますか。

(教育部長)

技師でも事務職として異動することがありますので、残すものです。

(教育長)

議案第7号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第7号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第8号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館運営審議会会議運営規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第8号について事務局の説明を求めます。

(市民会館長)

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館運営審議会会議運営規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の改正に伴い、会議運営規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」を「袖ヶ浦市公民館条例」に改め、「第5条第5項」を「第6条第6項」に、「袖ヶ浦市

公民館並びに市民会館運営審議会」を「袖ヶ浦市公民館運営審議会」に改めるものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

運営審議会がこれまでどのように開催され、この規則改正により、今後どのように開催されるのか教えてください。

(市民会館長)

公民館運営審議会は、子ども会育成会や文化協会からの選出や学識経験者など、社会教育に携わっている方12名で構成されていて、公民館の事業や計画等に関して意見をいただいています。移管後も、委員の委嘱等は教育委員会が行うもので、審議会の開催等は交流センターの職員が補助執行によって行いますが、これまで通りご意見をいただくこととなります。

(石井委員)

委員会の設置も委員の委嘱も、従来通り教育委員会が行うということによろしいですか。

(市民会館館長)

その通りです。

(高野委員)

「運営」という言葉よりも「事業活動」という具体的な名称の方が好ましいと思いますので、今後、検討してください。

(市民会館長)

検討します。

(教育長)

議案第8号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第8号は賛成全員で原案どおり議決されました。

## 日程第6 その他報告

### (1) 令和6年第1回(2月招集)袖ヶ浦市議会報告について

(教育長)

その他報告(1)について事務局の説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

今議会では、10名の議員が一般質問を行い、そのうち、湯浅議員、励波議員の2名が教育委員会に関連する質問を行いました。湯浅議員からは、公共施設の修理・修繕に関し、平岡運動広場及び総合運動場テニスコートの人工芝の破れについて、市民会館中ホール及び根形公民館視聴覚室の温度調節についての2項目の質問がありました。公共施設の修繕や更新等につきましては、市民の安全性の確保を図りつつ、限られた財源の中で、優先順位の高いものから実施する旨を説明するとともに、平岡運動広場及び総合運動場テニスコートの社会体育施設は、指定管理者により管理しており、修繕の規模に応じて、市又は指定管理者が対応することとなっていること、平岡運動広場のテニスコートの破れは、市が今年5月に修繕を終えていること、また、総合運動場のテニスコートの破れは、指定管理者が昨年12月に修繕を終えていることを答弁いたしました。

次に、市民会館中ホール及び根形公民館視聴覚室の温度調節につきましては、調節が難しいため、職員が行っていること。現時点では、更新予定はありませんが、大規模改修等の時期に合わせて更新を考えていくこと。今後も、温度調節が必要な際には、職員にお申し付けいただけるよう周知を図っていくことを答弁いたしました。

励波議員からは、お弁当の日の見直しと学校給食の第一子からの完全無償化について、不登校児童生徒の現状と課題について、Wi-Fi環境がない家庭に対するルーターの貸出しと通信費の助成について、小学校の自然体験活動の中止についての4項目の質問がありました。

1つ目の「お弁当の日」は平成13年4月から開始し、当初は年10回実施していましたが、現在は、小学校陸上記録会等の行事と合わせながら、年6回実施していること。保護者からは、お弁当づくりの負担が大きいという意見、一方で、子どもと一緒に弁当のおかずを買い出しに行くことを楽しみにしているという声や、「お弁当の日」を楽しみにしている児童生徒がいること。今後の「お弁当の日」の実施については、時代の変化もあることから、協議を進める考えであることを答弁しました。

学校給食の無償化につきましては、保護者の経済的な負担を軽減するため、すべての児童生徒に対する給食費の一部補助を実施していること。また、令和4年1月から、第3子以降の給食費を免除する事業を開始し、昨年1月からは適用範囲を拡大していること。給食費の無償化は、多額の財源確保が必要なことから、現時点では、給食費の無償化は考えていないことを答弁いたしました。

2つ目の、不登校児童生徒の現状と課題、不登校児の学習環境確保に向けた取組、フリースクール等に通っている児童生徒への経済的支援について質問がありました。

国は、病気や経済的な理由を除いて年間30日以上欠席を不登校と定義してお

り、本市の昨年度の不登校率は、小学校においては1.11%、中学校においては4.08%で、国や千葉県内の不登校率と比較をすると、どちらも低い割合ですが、国や県内の数値と同様に年々増加傾向となっていること。不登校の理由につきましては、様々で、複雑に絡み合っている場合もあること。課題は、このような理由に加え、家庭の考え方等により、一人ひとりへの支援が異なることから、対応の難しさがあること。不登校児童生徒への学習環境確保にむけた市の取組といたしましては、学習課題の提供、オンライン学習、別室登校や放課後登校、教育支援教室のぞみ学級での学習など、児童生徒の状況に合わせて、各家庭と相談をしながら実施をしていること。また、千葉県が準備を進めているICTを活用した学びの場の構築につきましては、県の動向を注視し、学校と情報共有していくこと。学校以外で学ぶ場所を検討している家庭におきましては、のぞみ学級を案内しており、フリースクール等に通っている児童生徒への経済的支援は、現在のところ考えておりませんが、フリースクールとの連携を含めて、児童生徒の多様な学びの場の保障に向け、調査・研究をしていくことを答弁いたしました。

3つ目の、Wi-Fi環境がない1%の家庭に対して、ルーターの貸出しと通信費の助成をしないか、また、就学援助制度にオンライン学習通信費の項目を追加しないか、との質問がありました。本市の児童生徒用タブレット端末では、インターネットに接続されていない状況でも利用できるオフライン版の学習ソフトを設定できるようになっていること。これによりWi-Fi環境がない家庭でもタブレット端末を利用した学習が可能でございますので、ルーターの貸出しと通信費の助成、また就学援助制度へのオンライン通信費の追加は現時点では予定していないことを答弁いたしました。

最後に、市の事業として、小学校の自然体験活動を来年度から中止するに至った経緯や理由についての質問がありました。本事業につきましては、3年に1度、校長会を含めた学校代表12名による検討委員会を設置し、これまでの自然体験活動を反省するとともに、ねらい、基本方針、内容等を検討し、その結果、児童の心身への負担、個別対応の増加、同じ宿泊施設を利用した2泊3日体験プログラムの立案の難しさなどの意見が出されました。また、1泊2日でも充実した自然体験活動を実施できるという意見もあり、これらを十分に検討した結果、来年度以降は、市の事業としての小学校の自然体験活動を中止したこと。なお、体験的な活動を取り入れた1泊2日の宿泊学習につきましては、各学校が児童の実態にあった計画で、実施していくことを答弁いたしました。

その他、令和5年度一般会計補正予算、令和6年度一般会計当初予算、令和6年度一般会計補正予算についても可決されました。

また、副市長の人事案件が提出され、新たに小島悟氏の就任が可決されましたのでご報告します。

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開となります。

- ・日程第4 議案第9号
- ・日程第5 報告第1号